

Title	戦前わが国経済学研究における社会政策学会の役割(その一) : 金井延の思想について
Sub Title	The study of political economy and social policy association in the pre-war period : Noboru Kanai and his thought on social policy
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.1 (1979. 2) ,p.19- 35
JaLC DOI	10.14991/001.19790201-0019
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19790201-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦前わが国経済学研究における

社会政策学会の役割 (その一)——金井延の思想について——

飯 田 鼎

- (1) 日本社会政策学会の成立とその背景
- (2) 金井延とドイツ新歴史学派
- (3) 社会政策の本質把握——社会政策と帝国主義

(1)

わが国の社会政策学会は、明治29年(1896)4月26日、東京帝国大学法科大学教授金井延の下で、労働問題を専攻した桑田熊蔵、山崎覚次郎の2名によって発議され、小野塚喜平次、織田一、鈴木純一郎および高野岩三郎等が会合して創設されたといわれる。⁽¹⁾ 創立以来、ほぼ月一回例会を催し、社会問題の討議を行っていた。この学会が何故にこの時点で発足したかといえば、山崎覚次郎、桑田熊蔵、加藤晴比古のような人々がドイツに留学し、「ドイツの立法に学者が関心をもち、政府も学者に教をうけることが多かった」ところから、日本での学会のあり方に関心が払われたのだといわれる。⁽²⁾

歴史的にみて、社会問題研究者の集まりとしての体裁を整えはじめたのは、日清戦争後の明治28年、神田の小料亭玉泉堂(現在もお筆墨専門の老舗として有名である)において、金井延、小野塚喜平次、田島錦治、矢作栄蔵、のちに中島信虎、塩沢昌貞、そして後に福田徳三も参加するようになり、自然、金井延がその中心的存在となった。当時、小規模な研究会もしくはゼミナールのような存在にすぎなかったこの学会において、テキストとして選ばれたのは、当時のドイツ工業条令(Gewerbeordnung)であったという。⁽³⁾ ところで後に大規模なわが国最初の経済学会となるべき社会政策学会は、必然的にそれを取りまく客観的状況と密接に関連し、また影響されたことはいうまで

注(1) 日本社会政策学会成立の背景については、すでに古典的研究となった住谷悦治『日本経済学史』、ミネルヴァ書房、1958年にくわしいが(同書、151頁以下、「第2篇社会政策学会の成立」を参照)、もっとも簡潔にこの学会の成立の経緯を語っているものとして高野岩三郎著、鈴木鴻一郎編『かっぱの尻——遺稿集』、法政大学出版会、1961年、に寄稿された大内兵衛氏の「社会政策学会と高野先生」が非常に興味深い。また同『経済学五十年』上下、東大出版会、1959、にはもちろん、かなりよくふれられている。

(2) 大内兵衛『経済学五十年』(上)、東大出版会、1959年、45頁。

もない。

明治28年(1895)には、ドイツにおいてはビスマルクはすでに失脚し、社会民主党は、13年間にわたる苦難の時代を経てようやく待望の合法化を獲ちとるといふ勝利感の下でエルフルト綱領を採択して、名実ともにマルクス主義政党としての面目を發揮しつつあった。そしてまさにこれに対立するものとしてドイツ社会政策学会はその精力的な活動を展開していたのである。⁽⁴⁾わが国は、日清戦

注(3) 大内兵衛氏は、つぎのように回想しておられる。

「このように社会政策学会は、日清戦争後において日本の産業革命が始まり、社会問題がまさに興ろうとしていた時に、東大の新進学者を中心としたドイツ経済学のゼミナールであったが、その最初のテキストは、当時まだ草案であったドイツの『工業法』であった。そしてそのゼミナールの大先輩は、当時ドイツから帰ってきて日本にワグナーのドイツ経済学、特に社会政策の旗を樹てようとしていた金井先生であった。高野先生や桑田先生はその次のそういう思想を代表したものであった。やがて日本にもストライキが起きたり、労働組合みたようないろいろの職工の団体ができたりするにしたがって、日本政府も工場法を制定する必要があると感じていたので、それについては政府も学者の意見を聞かなければならない状態にあった。そこで前記のゼミナールが、いつのまにか全日本の経済学者を集めて、その意見を社会に公表するようになり、それが社会からも政府からも重んじられるようになったので、ドイツの社会政策学会に真似て年々学会的会合を持つようになった」(前掲、高野岩三郎著『かっぱの尻』、13~14頁参照)。

(4) 金井延が留学生としてはじめてドイツを訪れたのは、1886年(明治19年)、ビスマルク失脚の寸前、ヴィルヘルム帝国の絶頂期であった。

金井は、1886年(明治19年)、『独逸国行旅行日記』を書き記しているが、それによると、ハイデルベルクにおいてクニース(K. Knies)の指導をうけたことが記されている。なお、『遺稿』の編者、河合榮治郎の解説によれば、「筆者は八月二十八日伯林に着くと間もなく、三十日夜ハイデルベルクに立ち、それから翌年の十月一日まで同地に滞在していた。ハイデルベルクではクニース教授の指導をうけていたが、やがてハレーのコンラード教授に転じ、次で伯林のシュモラー、ワグナーに移るのである」(河合榮治郎『金井延、生涯と学蹟』、日本評論社、1939年、358頁参照)。

金井が留学した1886年は、1879年以来、フランクフルト・アム・マインで開かれた大会が、丁度この年にも同市で開かれた年にあっている。この学会の活動から、金井が深刻な影響をうけたことは疑い得ないが、しかしその状況も明瞭に察知することはできない。ただここでは、この学会の成立の経緯を考察することによって、わが国の社会政策学会との関係を知る上での参考に供したいと思う。

1872年10月6日および7日、アイゼナッハにおいてはじめて開かれた社会問題討議集会在が、ドイツ社会政策学会の最初といわれるが、この招待状および翌年、1873年5月31日、ベルリンで発せられた「社会政策学会創立のための呼びかけ」(Aufruf zur Gründung eines Vereins für Sozialpolitik)は、わが「社会政策学会趣意書」と比較検討するためにも重要と思われるので、訳出し紹介したいと思う。

「われわれの文化の将来が本質的にそれに影響をうけ、最近のわれわれの社会状態が形成されるところのドイツ国家の将来は、その形成が、教養ある人々、有産階級、一般の世論および政府が、社会問題にたいしてとる態度に、まったく本質的に依存するという確信からして、以下の署名者、すなわち、彼らがその利害およびこの問題にたいする道德的激情をもち、また完全な自由放任主義(das absolute laissez faire et laissez passer)は、社会問題の場合には妥当しないという信念をもつことのできるあらゆる党派の人々は討議に出席するよう要求される……。

討議に際して署名者が期待するところは、分散する意見を接近させることであり、社会問題のもっとも白熱した問題について少くとも理解に達することである(Annäherung auseinandergehen der Meinungen, eine Verständigung wenigstens in den brennendsten Punkten der sozialen Frage……この部分、原文太文字で強調……引用者註)。これらの目的がより早く到達でき、これらの問題はより具体的にとりあつかわれたので、彼らは、そこでの討議が、何よりも以下の諸点に集中し、以下の諸氏に問題を簡潔に導入して戴いたものである。

(1) ストライキと労働組合(Arbeitsstellungen und Gewerkvereine)……Prof. Dr. G. Schmoller.

(2) ドイツ工場立法、その実施と再教育(Die deutsche Fabrikgesetzgebung, in ihrer Ausführung und Weiterbildung…… Prof. Dr. L. Brentano.

(3) 住宅問題(Die Wohnungsfrage)……Geh. Oberregierungsrat Dr. E. E. Engel.

この3名が当時のドイツ経済学界を代表する高名な経済学者であることはいままでもないが、この署名者のなかに、Prof. Dr. Gneist (Berlin), Prof. Dr. B. Hildebrand (Jena), Prof. Dr. Knies (Heidelberg), W. Roscher, Geh. Hofrat (Leipzig), Prof. Dr. Schmoller (Halle), Prof. Dr. Wagner (Berlin) 等の錚々たる人物がいたことは記憶するに値しよう。なお Knies, Schmoller および Wagner の影響をうけた金井が、「社会政策

争後の産業資本主義の勃興期に際し、明治30年には、銀本位制から金本位制へと通貨制度が大きくな転換をとげることとなった。⁽⁵⁾ そのため戦後の反動期がはじまり、経済界は不況となり、ストライ

学会趣意書」のなかに「放任主義反対」を強くうち出したのは、この招待文からかどうかわからないが、思想的脈絡としては十分に感じられるところである。なお詳細については、Geschichte des Vereins für Sozialpolitik 1872-1932, im Auftrage des Liquidationsausschusses verfasst vom Schriftführer Dr. Franz Boese (Schriften des Vereins für Sozialpolitik 188, Berlin, 1939, [Anhang] SS. 241-242.

なお、翌1873年5月31日付で、ベルリンにおいて発せられた「社会政策学会創立のための呼びかけ」(Aufruf zur Gründug eines Vereins für Sozialpolitik)は、この学会成立の経緯をより具体的に明らかにしており、史料価値があると思われるので、以下に訳出し紹介する。

1872年10月7日、社会問題討議のためにアイゼナッハで開かれた集会は、下記の委員会に、この年、同様の趣旨で会議を召集するよう委任した。

わが社会状態を把握するために、前年度の集会についての議事録を引用する (Verhandlungen der Eisenacher Versammlung usw., Leipzig 1873)。

今日の営利会社の発展という多かれ少なかれ正当な試みを全体としてみれば、資本と労働との間の闘争の時代が現われている。ここにおいてわれわれは、国家および社会のために、平和的な改革のさしそまった課題が提示されているという見解をもつものである。

何よりもまず、労働者とその雇用者にたいする関係を解明すること、団体組織の諸要求を確立し、その順調な発展を支持し、相争う諸党派のそれぞれの諒解を促進することが必要となるであろう。

同様な方法で、その他のこの時代の社会的経済的な諸問題、たとえば衛生制度、教育制度、交通、株式および租税制度などが考察されなければならない。

われわれはつぎのような確信を抱いている。すなわち、無制限な支配が部分的に対立し、且つ不平等に強力な個の利益は、全体の福祉を保証するものではないということ、それよりもむしろ、公共的精神とヒューマンイズムの要求が、経済生活のなかでその価値を主張しなければならないということ、そしてさらに国家のあらゆる関係者の正当な利益の保護のために、国家の熟慮にもとづく干渉が喚起されるということである。

だがわれわれは、このような国家的な配慮を、臨時措置もしくは避けがたい害悪として見なさないで、われわれの時代およびわれわれの国民の最高の課題の遂行としてみるのである。これらの課題の真摯な実行によってこそ、個人のエゴイズムおよびそれにもっとも近い諸階級の利益が、全体の永遠な、より高次の方向に従属させられるのである。

われわれはつぎのよう信ずる。雇用者と労働者および理論家と実際家との間の秩序ある意見交換こそ、本質的に相互理解に貢献するであろうし、かつての参加者やあらゆる同じ心情の人々、とりわけ行政官を、この年の10月12日、アイゼナッハに出席させ、創立されつつある社会政策学会に加入させることを促進することができるのである」(Boese, ebenda, SS. 248-249.)

なお、この時の学会の創立委員会のメンバーとして、Brentano, Franz Duncker, Engel, Heid, Knapp, Knies, Wagner等が参加していることに注目しよう。この「よびかけ」によって、ドイツ社会政策学会は、本格的にスタートしたとみることができよう。金井が親しくこの巨匠たちに接し、指導をうけるのはそれから13年後のことであった。なおこの学会は、1932年、ドレスデン大会によってその幕を閉じている。翌1933年に、ヒトラー政権が誕生したことからすると、このファシズムの登場が、この学会の運命を大きく変えたものといえよう。この点、わが国の社会政策学会の衰滅とはややその事情を異にし、権力的圧力の結果と考えられる。わが国の場合は、そうした事情よりはむしろ、内部事情、とりわけその主体性の弱さに起因するところが大きいとみられる。この点については、行論のうちに明らかにしたいと考える。

(5) この当時、金本位制度の導入をめぐる賛否両論が行われていたが、金井は金銀複本位制を支持し、独自の通貨論を展開している。これは金井が、明治26年10月に設置された貨幣制度調査会の委員に任命されて以来のことである。河合栄次郎編、前掲書、819頁以下参照。のちに日清戦争の勝利により、賠償金を獲得して、わが国が金本位制に移行する条件が整えられたとき、当初、明治10年代から不換紙幣の擁護者であった福沢諭吉は、日清戦争後、金本位制度に転換し、金井とは経済的自由主義と保護主義との対抗関係という面だけでなく、通貨制度においても対立した。なお、この問題については、長幸男「福沢諭吉の『通貨論』」、「大隈重信の紙幣対策——その矛盾と殖産興業との関連について」(長幸男『日本経済思想史研究』、未来社、1963年、所収)を参照。なお、大石嘉一郎「『殖産興業』と『自由民権』の経済思想」(長・住谷編『近代日本経済思想史』)、有斐閣、1969年、所収)。またこれらの諸業績の上に、自由・保護貿易問題を背景に福沢の通貨論を展開した藤原昭夫氏の一連の労作として、「明治前期における経済学史研究の発展——日本における経済学史研究史(一)」(千葉商大論叢第十五号—B(商経篇)(昭和46年6月)、「福沢諭吉の不況対策論—松方デフレ期を中心に」(前掲、論叢第十六号)(昭和46年12月)、「福沢諭吉の紙幣整理論」(前掲、第十七号)(昭和47年6月)、「福沢諭吉における資本主義体制の構想(一)—「貿易立国」等の検討—」(前掲、第十八号)(昭和47年12月)、「福沢諭吉の農業論——

キが頻発する情勢となった。労働組合期成会の下での鉄工組合および日鉄矯正会の成立も、このような状況の下において行われたのであった。明治30年4月、樽井藤吉、片山潜、佐久間貞一等を幹事および評議員とする社会問題研究会の自然消滅、つづいて、31年10月、社会主義研究会が組織され、三田四国町ユニテリアン協会において発会式を行った。そしてその後、明治34年4月、安部磯雄、片山潜、幸徳秋水、河上清および木下尚江等によってわが国最初の社会主義政党、社会民主党が結成され、時の伊藤内閣は即日直ちに解散の命令を下してこれを禁止したとはいえ、深刻な衝撃を世間にたいしてあたえた。

一般に社会政策の学問的認識とその実践は、その古典的発祥地としてのドイツにおいて社会改良の政策体系としてあらわれ、これとは独立にその具体的な実践的形態は、1802年、イギリスにはじまる初期工場立法に由来する。19世紀末から20世紀初頭にかけて、独占資本主義の到来にとともなる国際的緊張の激化は、社会政策としての労働力保全培養を、自由競争(産業資本主義)段階における産業上の見地から、その重点を、より高次の、いわば政治的ないしは軍事的視点へ推移させ、組織された労働者階級の力を社会主義の呪縛から解放し、従来よりはるかに強力な形で、国民的な規模での社会保険を恩恵的に実施することによって、国民的コンセンサスの名の下に「城内平和」を実現し、来たるべき戦争の脅威に備えようとしたのだといえよう。そうした実践にふみ出した政府に、処方箋を提供し、理論的基礎づけを与えたものこそ、ドイツ社会政策学会であり、そこに結集した新歴史学派の歴史的使命であった。⁽⁶⁾

金井延を中心とする日本社会政策学会は、明らかにドイツの学会を模範とし、その理論的指導の下に、社会主義勢力に対抗し、社会問題の解決を意図したのであったが、その主体的条件はドイツの学会とは基本的に異ならざるをえなかった。まず第一に、ドイツ社会政策学会は、社会主義鎮圧法の撤廃という新しい状況に直面して、その理論的装備を点検し、科学の名において社会政策学の構築を意図し、科学とイデオロギーの峻別による社会科学の客観性をめぐるいわゆる価値判断論争を発展させた。だがこれに反してわが社会政策学会は、社会政策を社会主義から区別するに急な余り、その趣意書および弁明書にもっともよくあらわれているように、学問的な研究を目的とする団体というよりはむしろ政治的イデオロギー色彩を濃厚にもつ団体として出発しなければならなかった。この傾向は、1920年代、学会の終末に至るまで色濃くその性格を規定していた。まさに社会主義鎮圧法の撤廃とその結果としての社会民主党の旺盛な活動および「自由労働組合」の発展に対抗して、社会政策の名の下にさまざまな理論や調査研究を発展させたのに比較するならば、わ

福沢諭吉における資本主義体制の構想(2)——(前掲、第十一巻第一号)(昭和48年6月)および「福沢諭吉の金本位制論」(前掲、第十二巻第四号)(昭和50年3月)を参照せよ。さらに、この時期の問題に関連して、杉山忠平「福沢諭吉の経済思想」(『近代日本の経済思想』、ミネルヴァ書房、1966年所収)および多田頭「『時事新報社説』を通して見た福沢諭吉の経済思想」(千葉大学教養部研究報告A-S、1975年所収)が有益である。

注(6) この問題については、大河内一男『独逸社会政策思想史』、日本評論社、1936年、(なお第2次大戦後、青林書院新社、大河内一男著作集、第1巻および第2巻)を参照。

が社会政策学会は、一時代前、ウィルヘルム時代創立期のドイツの政治・社会状況のアナロジーにおいて、社会主義および労働運動をいちじるしく制約した治安警察法を政策的に支持する結果となったところに大きな特徴がみられる。

つぎに第二に、日本社会政策学会の主体的条件を規定したのもとして、独占段階における社会政策の中心的な課題ともいべき社会保険制度の成立のために何ら理論的貢献をなしえなかったことがあげられる。企業内福利施設の展開のなかで、これと社会政策、社会保険との関係について充分理論的に深めるに至らず、わずかに工場法の制定に満足するにとどまった。その結果、第1次大戦後、全世界的な傾向として強まった民主主義運動の前にその輝きも色あせ、その有力なメンバーは、日本労働総同盟、大原社会問題研究所および協調会などの諸団体にその活動の場を見出し、学会はたんに年一度、学界をはじめ官界や実業界名士による講演会であるかのような観を呈した。このとき、学会の形骸化がはじまったのである。

最後にもっとも重要な主体的条件として、学問的伝統の脆弱性が考えられるであろう。強力なライバルとしてのマルクス主義をもたず、また精密な科学方法論に立脚する限界効用学派をもたなかったわが社会政策学派は、みずから態度として社会主義批判を宣言しながらも、その理論の研鑽において怠るところがあったのではなからうか。シュモラーの『ドイツ小工業史』あるいはブレンターノの『現代の労働組合』などの、今日すでに古典的研究としての榮譽を獲得している諸著作に比肩しうる業績を、われわれはいまこの学派のなかから見出すことができない。それでは、日本社会政策学会の活動は、わが国の経済学研究にとってまったく不毛であったろうか。⁽⁷⁾以下この学会を中心に、明治中期以後の経済学研究の成果を検討することにしよう。

(2)

社会政策学会による社会主義への非難にもかかわらず、わが国における経済学的分析や研究におけるもっとも先駆的なものは、まず社会主義者および社会改良主義的思想の持主によって企てられたといえる。すでに明治31年(1898)、横山源之助は、その『日本の下層社会』において都市および農村の貧民の状態を、「東京の貧民」、「職人社会」、「手工業の現状」、「機械工場の労働者」および「小作人生活事情」に分類して論じ、日本における労働者階級の分析を通じて、労働問題の所在を明らかにするとともに、労働運動をひきおこす社会問題の認識の重要性について指摘してい

注(7) 日本社会政策学会についての歴史的研究としては、すでに、関谷耕一「日本『社会政策学会』史」、福島大学『商学論集』、1958年3月、6月(社会政策学会史料集成編纂委員会監修『社会政策学会史料』(別巻I)、御茶の水書房、1977年、所収)、岡利郎「近代日本における社会政策思想の形成と展開(一)——『国家政治』から『社会政治』へ」(『思想』、1970年12月)、および坂本武人「社会政策学会の成立と発展—第一回大会までの経緯—」(高橋幸八郎編『日本近代化の研究』(上)、1972年、所収)があり、最近では池田信『日本社会政策思想史論』、東洋経済新報社、1977年がある。筆者はこれらの業績の上に、これを批判的に摂取しつつ、日本経済学史上におけるこの学会の役割を明らかにしようとするものである。

る。そしてそこには、社会政策学会趣意書にあらわれた危機意識と共通のものがみられる。

「……故に今日欧米諸国に唱えらるゝ意味を以てせば、我国にては特に社会運動として記すべきこと極めて少なしと雖も、社会の缺陷に対して起りたる広ろき意味に於ける社会問題を挙げれば、我国にも社会問題あり、階級の衝突あり、強者弱者の衝突あり、貧富の衝突あり、特に日清戦役以来、機械工業の勃興によりて労働問題を惹き起し、物価の暴騰は貧民問題を喚起し漸次欧米の社会問題に接近せんとす、加ふるに政治社会の墮落は年に甚だしく今まや其の極点に達せり、嗚呼黒づき濁れる潮流は滾々として流る、誰が我国に社会問題なしと云ふぞ、之なしと云ふは、社会の潮流に捲き込まれて其の将来に來らんとする反動の裏面に醗酵し居るを知らざる無神経者の言のみ」⁽⁸⁾

このような横山の危機認識は、経済学者のそれではなく、啓蒙家もしくは警世家としての文章であるにすぎないが、社会問題研究の理論的前提となるべき経済学は、一方において日本の歴史学派というべき金井延を中心として紹介導入されつつあり⁽⁹⁾、他方、横山や高野房太郎のような労働組合運動を中心とする接近があるが、さらにもっとも注目すべきものとして幸徳秋水および片山潜の経済学研究があげられねばならない。

1901年(明治34年)、即日禁止された日本社会民主党が世の視聽をあつめ、片山潜、西川光二郎によって、「日本の労働運動」が発刊された年、幸徳秋水は『廿世紀の怪物帝国主義』を出版し、わが国における社会主義研究にひとつの布石を敷くとともに、経済学研究においても重要な問題を提起したものであった。そして1903年(明治36年)、幸徳は、『社会主義真髓』を発刊したが、この両書を通じて、幸徳は、自己の社会主義者としての信条を確立し、やがて『萬朝報』記者を辞し、同じく退社した堺利彦等とともに平民社を創設し、日露戦争開始を予知し果敢な反戦運動を展開することとなる。

幸徳が『社会主義真髓』、片山が『我社会主義』を発刊したのは、1903年7月であり、その後、10月、幸徳、堺および内村鑑三の3名が、『萬朝報』紙の反戦論から主戦論への転換を契機として退社したが、その直前の6月、東京帝国大学教授の七博士は、新聞の論調が主戦論に傾きつつある事態に直面し、政府にたいし、対露強硬路線について最後の決断を促すべく意見書を提出したのであった。すなわち、七博士とは、富井政章、戸水寛人、寺尾亨、小野塚喜平次、金井延、高橋作衛、中村進午であった。金井、戸水および小野塚等が、対露強硬論者であるとともに、社会政策学会の熱心なメンバーであったことはまことに印象的である。このような社会政策としての「社会改良」と「帝国主義」の関係は、興味ある問題であるが、ここでは、この問題を中心に学会の指導的メンバーともいべき金井延、桑田熊蔵および添田寿一等の思想を中心に考察し、わが国社会政策思想の特徴を明らかにすることにしよう。

注(8) 横山源之助『日本の下層社会』岩波文庫、1965年、295頁。

(9) 金井延『経済学の近況と講壇社会党』明治24年5月、『東洋学芸雑誌』河合編、前掲書、423~444頁。

金井等によって、社会政策学会の創立が企てられ、新歴史学派経済学のわが国における本格的導入が開始された明治20年代末から30年代にかけては、日本資本主義における主体的諸条件の変化、すなわち、戦後恐慌をへて明治30年には銀本位制から金本位制への通貨改革が進行し、不況の深刻化とともに労働者階級の窮乏化も進み、その結果、アメリカ帰りの労働運動指導者高野房太郎および片山潜によって労働組合期成会が結成された。金井は、この時期に、新進気鋭の経済学者として金銀両本位制を支持し、通貨制度論争にはなばなしい論陣をはったのであって、その保護貿易視点は、自由貿易主義的視点をとる福沢諭吉の論調と比較すると興味深い。

金井は、またわが国における最初の歴史学派経済学体系の紹介者としても著名であるが、わが国経済学研究史上、彼の名を不朽としたものは、社会政策と社会主義との区別を体系的に明らかにしようとする理論的・実践的努力であり、そうした姿勢こそ彼を中心として展開された日本社会政策学会や草創期の活動そのものの歴史にほかならなかった。彼の日本社会問題への接近は、ドイツから帰国直後の明治24年にはじまる。

「国家学会」において行った講演「現今の社会的問題」のなかで、彼は、「近世の社会問題」を、婦人問題、ハンドウェルカー（独立手工業労働者）の問題、そしてさらに労働者問題をあげ、それらの諸問題に関心を有する学者としてドイツでは Gustav Schmoller, Adolf Wagner, イギリスでは Charles Booth や Sidney Webb が著名であるとのべ、社会問題の本質をつぎのように規定している。

「けれども其重なるものは労働者と、労働者を使役する所のもの……之を社会的の言葉を以て云へば貧者と富者との関係が非常に隔絶して来る其隔絶したるを労働者自ら悟る其認知力が労働者問題の重なる要素になって居ります……。」⁽¹¹⁾

ここで重要なことは、社会問題の発生を、彼が貧富の隔絶と労働者みずからによる認識のなかに見出している点である。こうした観点からみた場合、日本に社会問題がその当時存在したかどうか、貧富の懸隔はイギリスほどではなく、労働者の貧困もそれほどではないが、同盟罷工が次第に一般に知られるという状態が近づきつつあるということからすれば、社会問題はすでに存在しているという認識に到達していたといえる。⁽¹²⁾

金井が、社会問題の存在について、労働者の自覚的認識を、貧富の懸隔との関連において把握し

注(10) 金井延「現今の社会問題」、明治24年3月、『国家学会雑誌』、前掲、河合編、409～410頁。

(11) 前掲書、411頁。

(12) 金井は、ヨーロッパの貧民を日本の貧民と比較し、日本においても社会問題が現実に現われつつあることをつぎのように強調しているのは印象的である。

「若し東京の貧民とロンドンのホワイトチャペルの貧民とを較べて見たらどうでせう、彼の貧乏人に較ぶれば本邦の乞児と雖も遙に勝っておる位であります。……我国の労働者は結婚さへ出来るではありませんか。……貧富の懸隔が左程でなくても矢張社会問題が起ることが出来る、夫れで私の考ふる所によれば、斯の如き有様が日本に起ると云ふ事は世人が思つて居るよりも余程早く有らふと思ふ、……」（金井延「現今の社会的問題」（明治24年1、2、3月、『国家学会雑誌』河合栄治郎、前掲書、420頁。

ていたことは、当時としては稀にみる見識であったが、これは彼のドイツにおける留学体験、とりわけドイツ社会民主党の活動とその背景として労働者階級の覚醒によってうけた衝撃を示唆している。そしてこの背後には、新歴史学派の動向とこれをふくむヨーロッパ経済学の諸潮流についての切実な関心があり、これは、そのまま当時の日本の経済学研究にたいするはげしい批判的意図をうかがわせるに足る。明治24年5月、「東洋学芸雑誌」に発表された通俗講演の内容は、汎論につづいて、英国、米国、^{イタリー}伊太利、^{フランス}仏蘭西、^{ベルギー}白耳義、^{ドイツ}独逸、^{オーストリア}奥太利の各諸国における経済学の近況および講壇社会党についてふれているが、いうまでもなく講壇社会党とはドイツ新歴史学派を意味する。彼が、新歴史学派の将来に、どのような期待をよせていたかは、汎論におけるつぎの一節から明らかであって、将来、みずから経済学界を支配することになるであろうこの学派の一員であるという自負を見出すことができる。

「方今本邦に於て経済学を論ずる者は大抵所謂旧派の主義を採る者であって其金科玉条と侍むものはミル、フォーセツトで無ければケーリー、マクラウドの如き者である、偶々新派の経済学を談ずる者も稀にはあれど其れとてもロツシユル氏の英訳位に依りて居るものであります、然るに旧派経済学の如きは社会に関する諸学の最も盛なる独逸国などでは已に五十年来全く打破られたものである、保守甚だしき英国の如きですらも十四五年以来旧派の学派が大に衰退して来たのであります、然るに日本の経済学を論ずる者が尚ほ旧派の主義を採りてミル、フォーセツトを金科玉条として居るのは恰も田舎娘が三四年前に東京に流行した東髪を得意として居ることと同じことである……所謂新派の経済学と云ふものは近頃に至りて大いに變じて新派の今一步上にも尚ほ新しき学派が一つ出来て来たのである、此最新の学派と云ふものは非常に勢ひ盛にして彼新派の泰斗と呼ばれたるにロツシユル派の学者を圧倒する勢のあるものである、此新派の又新たなるものを私は最新の経済学派と云ふ、此最新の経済学派は独逸奥太利に最も盛でありまして⁽¹³⁾亜米利加伊太利が之に次で居る……」。

ここに云う新派の経済学とは、古典派を旧派とすればこれに対抗し、当時ロツチャーによって代表された旧歴史学派であり、これを超える「最新の経済学」とは新歴史学派、まさに Schmoller, Wagner および Brentano 等によって代表される識壇社会主義者であった。当時、限界効用学派も、オーストリア、スイスおよびイギリスに勃興し、とくにカール・メンガー (Carl Menger) は、新歴史学派に鋭く対決して、その意味では最新の経済学である点において新歴史学派に劣るものではなかったが、ここでの言及は限界効用学派についてではない。ここに経済学者としての彼の限界が感じられるのであるが、それにもかかわらず、この学派をまったく無視しているといわうけではない。

彼は、サー・ヘンリー・メイソ (Sir Henry Main) 等の歴史家あるいは法制史とならんで、イギリス経済史学の先達ソロルド・ロジャーズ (Thorold Rogers) をあげ、その業績を高く評価しながら

注(13) 河合、前掲書、424~425頁。

も、その経済理論への影響は少ないとし、その分野で顕著な業績を残した研究者として、ソーントン (William Thornton)、ケアンズ (J. E. Cairnes) そして第三にジェヴォンズ (Stanley Jevons) をあげている。このようにイギリスの経済学を紹介し、ハーバート・スペンサー (Herbert Spencer) やヘンリー・シジウィック (Henry Sidgwick) のような哲学者および倫理学者の経済学的関心について論じているなかで、もっとも彼が注目しているものは、経済史家として有名なカニンガム (William Cunningham) およびトインビー (Arnold Toynbee) のように明らかにドイツ歴史学派の影響をうけた人々とアルフレッド・マーシャル (Alfred Marshall) およびフォックスウェル (Foxwell) についてのべているのは興味深い。アメリカではイーリー (Elly) およびセリグマン (Seligman)、イタリアではコッサ (L. Cossa) など、当時の代表的な経済学者をあげている。以上にもよるように、金井は、イギリスにおいてマーシャルのような新しい経済学の代表的研究者に会いながら、トインビーを評価し、マーシャルについては「作業経済論⁽¹⁴⁾」という書物があり、「成るほど、英吉利人の目には余程目新しく又耳新しき所がある……併ながら独逸経済学を研究した者の眼から見ると実は余り感服することが出来ないだろうと思います、之を読んで見ると一応は成る程と思ふが、熟考してみると失望の憾なき能はずと云はなければならむ……」と、きわめてきびしい評価をしている。つまり、金井は、古典派経済学の伝統をうけつぎながら、限界効用学派の流れをも汲むマーシャルのいわゆる新古典派については、これを必ずしも「最新の経済学」とは認めていないように思われる。それは何といっても歴史的方法論を排除した演繹的方法や数理経済的な手法にたいする批判的な態度から発するものと思われる。すなわち「最新の経済学」は新歴史学派を指し、この講壇社会主義こそ、理論と実践とを統一するものであり、ドイツにおけると同様、日本に迫り来る社会問題を解決する理論的武器として考えられた。

金井は、講壇社会主義 (新歴史学派) の特徴を、(1)政策として、「独逸自由貿易派と独逸民主主義社会党との中間に立ち居るもの」であり、「一方に於ては過激主義の社会党にも偏せず、他の一方に於ては絶対的放任主義にも辟しない、即ち中を得たるものである」。(2)そのイデオロギーの実践的団体としての社会政策学会 (Verein für Sozialpolitik) の創設と機関誌、たとえば「国家科学雑誌」 (Zeitschrift für die gesamte Staats-wissenschaft) および「国民経済学および統計年報」 (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik) の発刊、(3)この学派のビスマルク政権との癒着。理論と実践両面での積極的な活動とりわけ社会民主党との対抗関係のなかで、ビスマルクの社会保険制度に理論的基礎を提供した新歴史学派に魅了され、「今日の有様では欧米に於ては旧派の経済学は最早全く衰退して僅に息の根が通ひて居る位な話で早晚全く死に絶えるに相違ない」という判断を下し、日本の経済学研究の方向をつぎのように示唆しているのは印象的である。

「新派の経済学……ロッシェル氏を首領として居る歴史派経済学は勢力があるけれども其新派

注(14) 金井がここで云う「作業経済論」というのは、Economics of Industry, 1879であると思われる。

の上にもう一つ学派が起りて来た、其派が将来の学派である、然るに日本に於て前申した通り旧派の主義を採りて居るやうでありては、なかなか欧米と並び立ちて行かうと云ふことは思ひを依らぬことである、我々は迂遠なことを採らずに同じく学ぶならば最新の進歩した所を学ばなければならぬ⁽¹⁵⁾(傍点引用者)。

金井が、社会問題のうち、もっとも重要と考え、社会政策の対象としてとり上げようとしたものは、貧困問題と工場法の問題であった。前者についてはすでに、明治24年、「六合雑誌」に「窮民救助策」を講ずるの必要と題し、ヨーロッパの救貧制度、とりわけイギリスの救貧法について論じている⁽¹⁶⁾。しかもその理論的根拠についてつぎのように主張する。

「方今の国家は単に法治国たるに過ぎずして兼ねて又た文化国家たらざる可からず、故に其の職務は法律に従ひ社会公共の安寧秩序を保維するに留まらず又人の救助を要する幼者果たして善く自立の道を得て社会に有益の人物たる様養育され看護を要する病者果して善く看護され既に社会一般の衛生上缺く可らざる注意を受くるや否や等を監督せざるべからず、故に目今の所何づれの国にも強迫的窮民救助法の設あらざるなし……」⁽¹⁷⁾。

だが、講壇社会党の理論とビスマルクの強制的社会保険との関係を好ましいものと考えた金井も、わが国の実情からして、社会保険制度が容易に実現しえぬものであることを認識していた。何よりも任意な共済団体の欠如、労働者の自覚の欠乏、とりわけ貧困問題が、都市貧民において深刻な様相を呈しながらも、人口の圧倒的部分をしめる農民の場合、より一層深刻の度を加えつつあった当時、貧民対策として社会保険制度の提案が現実性をもたなかったことは当然である。かくして彼の関心は、貧困問題よりむしろ工場法問題に傾き、これこそが社会政策学会創設のモチーフをなしたのであった。

貧困問題とならんで工場法問題の重要性が認識され、それについての具体的な提案や研究活動の場としての社会政策学会を創立する以前、金井は、社会問題の研究についてきわめて広汎な問題関心を提示している。そしてこの過程で社会主義・共産主義の危険性とそれへの警戒的な姿勢が顕著になるとともに、他方、工場法制定運動の先導者的役割を演ずるのである。それにしても若き日の彼の社会問題全般にたいする強烈な勉学意慾に、われわれは瞠目しなければならない。すなわち、明治26年8月「六合雑誌」に掲げられた「社会問題の研究」は、本郷会堂における講演の筆記であるが、ここに掲げられている文献は、金井の研究領域の広さを示すとともに、当時の学界動向をも物⁽¹⁸⁾

注(15) 前掲、河合、440頁。

(16) 前掲、河合、444~445頁。

(17) 前掲、河合、445頁。

(18) 社会問題全般にかんする参考書として、金井はつぎの諸著とあげている。

① Brassey, Labour Question, London, 1878.

② Brentano, Ordnung der Arbeiterverhältnisse auf Grundlage des heutigen Rechts, Leipzig, 1878.

③ Lange, Die Arbeiterfrage, 4. Aufl. 1879.

④ Leroi-Beaulieu, Question ouvrière en 19^me siècle, Paris, 1872.

語るものである。彼は、社会問題をもって、富の生産の問題ではなく、まさに富の分配の問題である。と主張している。これは、社会政策をもって分配政策とする伝統的な解釈をはじめて日本において主張したものとして記憶するに値しよう。そのような理論的前提の下に、さらに、(2)労働者の生計、(3)労働者の思想、(4)労働者の保護、(5)労働者の救済、(6)労働者保険、(7)賃金ならびに労働時間、

- ⑥ Jevons, Methods of Social Reform, London, 1879; The State in relation to labour, London, 1887.
- ⑦ A. Wagner, Rede über die sociale Frage, Berlin, 1872.
- ⑧ von Scheel, Die Theorie der socialen Frage, Jena, 1873.
- ⑨ Jules Simon, Le travail, Paris, 1808.
- ⑩ Le Play, Les Ouvriers européens, 4^{me} ed. 6 vols, Paris, 1879.
- ⑪ R. Giffen, The Progress of the Working Classes in the Last Half Century, London, 1884.
- ⑫ E. Atkinson, The Distribution of Products, 1885.
- ⑬ Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Leipzig, 1873-93.
- ⑭ G. Schönbergs Handbuch, Gewerbe, II. Th. Die Gewerbliche Arbeiterfrage von L. Brentano.
- ⑮ Ely, The Labour Movement in America, New York, 1886.
- ⑯ Schultze-Gaevernitz, Zum socialen Frieden, 1890.

注 (19) 労働者の生計に関する参考書としてつぎのものがあげられている。Engels, Mayhew および Booth の研究がとりあげられていることに注目しよう。

- ① Engels, Die Lage der arbeitenden Klasse in England, Leipzig, 1848.
- ② Hampke, Der Ausgaben der Privatwirtschaften, Jena, 1888.
- ③ Ballin, Der Haushalt der arbeitenden Klassen, Berlin, 1883.
- ④ Mayhew, London Labour and London Poor, London, 1861.
- ⑤ Ch. Booth, Life and Labour of the People of London, 1892-1903.

(20) 労働者保護にかんするものとしては、

- ① Lohmann, Die Fabrikgesetzgebung der Staaten des europäischen Kontinents, Berlin, 1878.
- ② G. Cohn, Über internationalen Fabrikgesetzgebung in Conrad's Jahrbucher. N. F. III. "Concordia" 1871-76 und seit 1879. Arbeiterfrage seit 1863.
- ③ Quarck, Die Arbeiterschutz-gesetzgebung in deutschen Reich, Stuttgart, 1886.
- ④ Plener, Die englische Fabrikgesetzgebung, Wien 1871.
- ⑤ V. Bojanowski, Die englischen Fabrik und Werk-stättengesetze, Berlin, 1876.
- ⑥ V. Bojanowski, Die englischen Fabrik und Werk-stättengesetze, Jena. 1878. u. 1881.
- ⑦ Blondel, Le travail des enfats, Paris, 1874.
- ⑧ Louis Duval-Arnold, Apprentis et jennes Ouvriers, Paris, 1888.

(21) 労働者救済もしくは救貧法にかんしてはつぎのようなものがあげられている。

- ① Loening, Armenwesen im Schönbergs Handbuch der Politischen Okonomie, Bd III.
- ② Emminghaus, Das Armenwesen und die Armen-gestzegebung in den europäischen Staaten, 1870.
- ③ V. Riedel, zum Armenpflegegesetz.
- ④ Aschrott, Das englische Armenwesen, etc, etc., Leipzig, 1886.
- ⑤ Fowle, The Poor Law, London, 1852.
- ⑥ De Gerando, De le bienfaisance publique.
- ⑦ De Wetteville, Legislation charitable, Paris 1863.

(22) 労働者保険にかんしては以下の通りである。

- ① L. Brentano, Arbeiterversicherung, 1879 ; Arbeiter-versicherungszwang, 1881.
- ② Schüffle, Der Korporative Hilfskassenzwang, Tübingen, 2. Aufl. 1884.
- ③ Reports of Friendly Societies, Industial and Provident Societies, and Trade Unions.
- ④ Wilkinson, The Friendly Society Movement, London, 1886.
- ⑤ Rapports de la Commission Superieure de la caisse Nationale des retraites.
- ⑥ Rapports au president de la republique sur les operations des Societie's de Secoures Mutuels.

(23) 賃金ならびに労働時間に関しては、

(8)利潤分配制度⁽²⁴⁾, (9)生産組合⁽²⁵⁾, (10)消費組合⁽²⁶⁾, (11)労働者の家屋並に其改良⁽²⁷⁾, (12)労働者教育⁽²⁸⁾, (13)社会政策的財政改良案⁽²⁹⁾, (14)移住植民をあげ⁽³⁰⁾, 社会問題としての労働問題のもつ多面性が指摘されている。だがこのような社会問題研究の窮極の目的が、「幾分か社会上の弊を和らぐる手段方法を見出すこと」、「社会問題が発達して八釜しい問題になると云ふことは実に明かな事で甚しきに至っては或は社会主義の極端論者共産主義の過激論が起らぬとも限られぬ⁽³¹⁾」ので、これを研究する必要があるという

① Brentano, Arbeitslohn und Arbeitszeit, Leipzig, 1875.

② Engel, Preis der Arbeit, 2 Aufl. Berlin, 1873.

③ Reports of the Chief Inspector of Factories and Workshops, London.

④ Reports of the Commissioner of London ;

⑤ Barbaret, Monographies professionnelles, T. I-VI. Paris, 1886-1889 があげられているが、③と④については発行年月が明らかではない。

注 (24) 利潤分配制度については、つぎの2著があげられている。

① V. Böhmert, Die Gewinnbeteiligung der Arbeiter, Leipzig, 1878.

② Scheffieer, Beteiligung am Gewinn, Braunschweig, 1878.

(25) 生産組合にかんしては以下の通りである。

① Flänl, Die Produktivgenossenschaften, München, 1872.

② Crüger, Die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften in den einzelnen Ländern, Jena, 1892.

③ Crüger, Grossbetrieb und Produktivgenossenschaften in der Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung, herausgeg. von v. Böhm-Bawerk, v. Inma-Sternegg, v. Plener, L. Heft, Wien-Prag-Leipzig, 1892.

(26) 消費組合にかんしては、ロッチデールの運動について認識していたが、つぎの一冊があげられているのみで、ロバート・オーエン以来、イギリスに広汎に発展していたこの運動についての文献、たとえば Lloyd Jones や Holyoake および B. Webb などの文献があげられていない。Pfeiffer, Die Consumvereine, Stuttgart, 1860.

(27) 労働者の住宅については、Octavia Hill の Homes of the London Poor, London, 1875 があげられるのは注目されてよい。このほかに、Otto Trüdinger, Die Arbeiterwohnungsfrage und die Bestrebungen zur Lösung derselben, Jena, 1888. および Klasen, Arbeiterwohnhäuser, Leipzig, 1879 があげられている。

(28) 労働者の教育にかんしては、以下の著作があげられている。

① Bäcker, Die Volksunterhaltung vom sozialpolitischen Standpunkte, Berlin, 1892.

② Ludlow and Joines, Progress of the Working Class 1832-67, London, 1867, pp. 148-199, 245-296.

③ Bücher, Die gewerbliche Bildungswesen, 7 Gutachten. d-Uer. f. Socialpol.

④ Mayann, Die Universität des Volkes, Strassburg, 1884, Leipzig, 1889.

(29) 社会政策的財政改良策としては、

① A. Wagner, Finanzwissenschaft, 3 Bde. Leipzig und Heidelberg, 1882-90.

② Über soziale Finanz- und Steuerpolitik, in Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik, hrsg. v. H. Braun.

③ V. Scheel, Progressive Besteuerung, Tübinger Zeitschrift, 1875.

④ V. Scheel, Erbschaftsteuer, Hildebrand's Jahrbücher, 1875.

⑤ Schäffle, Steuerpolitik, Tübingen, 1880.

(30) 移住植民にかんする研究として、つぎの諸著があげられている。

① W. Roscher, Kolonien, Kolonialpolitik und Auswanderung, 3 Aufl., 1885.

② Hubbe-Schleiden, Überseeische Politik, 2 Teile, Hamburg, 1881-83.

③ V. Philippovich, Auswanderung und Auswanderungs-politik in Deutschland, Schr. d. Vereins f. Sozialp., 52, Leipzig, 1892.

④ Merivale, Lectures on Colonisation and Colonies London 1841.

⑤ Wakefield, Colonisation Society, 1830. Wakefield, A View on the Art of Colonisation, 1849.

Proceedings of the Royal Colonial Institute; Annuaire Colonial.

以上に紹介された諸著作によって、われわれは、わが国における明治20年代の経済学研究の一断面をうかがい知ることができないだろうか、

(31) 金井延「社会問題の研究」, 河合, 前掲書, 556頁。

認識によっていた。

自由放任主義に反対し、社会主義にも反対するところの社会政策学派が当面、その課題とするところは、まず工場法の制定について国民を啓蒙し、当局に訴えることによって、社会改良をおしすすめることであった。この場合、注目すべきことは、それが社会主義反対の理念とどのように整合させるかにあった。ドイツにおいて、ビスマルクによる大規模な社会保険体系が社会主義鎮圧法の背景をなしていたのに比較すると、わが国の場合は、社会民主党のような強大な反対党が存在せず、労働組合運動もわずかにその緒についたばかりであった。その結果、貧富の懸隔は次第に顕著な傾向となりながら、これに抗議すべき労働者の有力な主体も存在せず、何よりも労働者自身が、自覚的にこれを把握するまでには至っていなかった。従って、社会政策学会にとって、工場法とならんで当然問題とすべき社会保険は、学会大会の議題として問題にする程度にとどまり、具体的な立法運動にまで発展しなかった。独占段階における社会保険の社会政策としての重要性を考慮するとき、こうした社会保険制度のとり組みの起ちおくれあるいはその科学的認識の欠如は、労働問題解決のために、ひたすら社会主義反対、すなわち、社会政策の社会主義からの峻別という消極的な面のみが前面におし出され、学会はその発展とともに、イデオロギー的色彩を濃厚にしていった。その崩壊の原因のひとつが、ここに伏在するが、とりわけ草創期の指導的人物、金井延の思想は、この問題に密接に関連する。

(3)

日本社会政策学会の、日清戦争後資本主義の確立期における出現が、ドイツとほぼ同様な事情の下においてであったとはいえ、そこには日本独自の状況によって制約されていたことは、以上の論述によって明らかであろう。その理論的代表者としての金井延の課題は、一方において新歴史学派経済理論の紹介とともに、理論的核心ともいべき社会政策論の研究を通じて、日本の現実を分析することにほかならなかった。その場合、もっとも特徴的なことは、社会政策と社会主義との区別が執拗なほど強調されていることである。ここには少なくとも二つの理由がある。ひとつは、社会政策と社会主義が相互に相矛盾し相排斥し合う概念でありながら、そこには革命と改良との観点から、密接に関連する側面をもつ。これをまったく無視し、イデオロギーの面でその対立する側面のみの強調と、その両者の相互関連の科学的究明の抛棄が、この学会をいちじるしく政治的色彩を濃厚ならしめることとなった。いまひとつは、実践としての社会政策と科学としての社会政策の認識の問題がある。社会主義者の立場からの社会政策研究を、社会政策学会の名において拒否することは、この学会の自由な研究の場としての役割を弱め、みずから党派的なものに墮する危険を冒すものにほかならなかった。従って、わが社会政策学会が、その成立の時期から一貫して社会主義と社会政

策との区別、いやむしろ社会主義排撃をその学問方法論上の使命であるかのような態度を持したことが、やがてその衰退の大きな要因となったことも疑いえない。その意味では社会政策と社会主義との区別をもっとも急進的に主張しつづけた金井延の責任は重大である。だが同時に、彼はそうした行動によって、わが国における社会政策研究を刺戟し、その本質解明の端緒をつくり出したこともまた紛れもない歴史的な事実であり、彼の功績とみなされるであろう。そこでまず金井の社会政策および社会主義認識について考察することとする。

明治32年7月、かの社会政策学会趣意書が、⁽³²⁾『国家学会雑誌』に発表されて以来、金井の社会主義批判は、たえず現実におこりつつある社会主義運動、あるいは活躍しつつある社会主義者の存在を強烈に意識しつづおしすめられたものであり、⁽³³⁾たえず社会政策学会を代表する立場としておこなわれたことが特徴的である。とりわけ明治36年頃からその論陣は鋭さを増し、社会主義との対決の姿勢が窺われるとともに、ロシアとの緊張の激化とともに、社会政策認識も帝国主義との関連で理解されるようになったことである。

明治36年3月、『東洋学芸雑誌』に掲載された「社会政策」は、前年、明治35年、「大学通俗講演会」での講演筆記であるが、これはこの当時の彼の社会政策論をよく伝えている。すなわち、「特に社会政策主義と称せらるるものの意味を明かにせんがために、之と似て非なるものであるにも拘はらず、世間からして往々に混同されて居る所の社会主義との別」を明らかにしようとするという前提から出発して、「此の意味に於ける社会政策」とは、「近世文明諸国に於て経済上の状況が然らしめて生じたる所の、社会階級の地位境遇の懸隔に関して如何なる政策を採つたら良いか、言ひ換へれば近世の社会問題と称するものに対して施すべき所の政策を一切包含して社会政策と云ふのであ

注(32) 「社会政策学会趣意書」(1899)は、つぎのような全文であった(社会政策学会史料集成別巻Ⅰ『社会政策学会史料』、社会政策学会史料集成編纂委員会監修、御茶の水書房刊、1977、37頁による。)

「近時我邦の実業は長足の進歩をなし国富の増進誠に著しきものあり、是れ余輩の大いに悦ぶ所なり。然れども是れが為に貧富の懸隔稍々其度を高め従て社会の調和次第に破れんとするの兆あり。殊に資本家と労働者との衝突の如きは已に其萌芽を見る。余輩思て此に至る毎に未だ曾て煉然たらざるばあらず。今にして之れが救済の策を講ぜざれば後日臍を痛むも其れ或は及ぶこと無けん。股鑑遠からず夫の歐洲にあり。於是乎余相集て本会を組織し此問題を研究せんと欲す。

余輩は放任主義に反対す。何となれば極端なる利己心の発動と制限なき自由競争とは貧富の懸隔を甚だしくすればなり。余輩は又社会主義に反対す。何となれば現在の経済組織を破壊し、資本家の絶滅を図るは国運の進歩に害あればなり。余輩の主義とする所は現在の私有的経済組織を維持し、其範圍内に於て箇人の活動と国家の権力とに由つて階級の軋轢を防ぎ社会の調和を期するにあり。此主義に本基、内外の事例に徴し学理に照らし社会問題を講究するは實に是れ本会の目的なり。此に趣意書を草して江湖の諸君子に告ぐ(但し、原文は句読点なし)。

(33) 金井延は、ある通俗講演会で、つぎのようにのべている。

「我々同志の者にて社会政策に関する所謂社会主義を採つて居るものが研究会として結んで居る所の社会政策学会に対して、同会の会員も矢張り社会主義を採るものである、社会党の木葉武者であると云ふことを或部面より教ば云はれたことがございますが、我々は決して甘んじてさう云うことを受けて居るのではない、随分度々に社会主義と異なる所以を明かにして居るのである……」(「社会政策」、明治36年3月、『東洋学芸雑誌』)。

この文句の背後には、一度、学会員となり、後に除名された片山潜の活動が意識されている。なお、これについては、高野岩三郎『かっぱの尻一遺稿集一』(鈴木鴻一郎編)、法政大学出版局、1961年、89頁以下、「『社会政策学会』創立のころ」を参照。なお、前記、『社会政策学会史料』別巻Ⅰをもみよ。

(34)
る」。

ここではやや漠然と把えられているが、「労働者が階級として其の生活に関して要求する所と、其の要求を充たさむが為めに必要な所の資力との釣合の失している状態」の認識、これは「社会一般及労働者自身の自覚心と云ふものが伴って茲に初めて真に社会の問題として起る」というのである。⁽³⁵⁾金井は、ここで社会政策を、以上のような社会問題にたいする工業の発展した文明国家の政策として把握すると同時に、これを個人主義と社会主義のいずれでもない、いわゆる社会改良主義とする、いわば伝統的な社会政策論を展開し、ビスマルクの政策の批判を通じて社会政策の本質を追求している。これは当時、彼が社会主義者片山潜を痛烈に批判した論拠であったが、⁽³⁶⁾要するに彼は、「個人主義（即ち放任主義）にらず又社会主義にもらずして両者と全く異なりたる系統をなし特殊の傾向を有するもの」として社会政策主義もしくは社会改良主義を理解するのである。⁽³⁷⁾しかもこうした社会政策の理論的把握は、つぎのような社会有機体説から導き出されたものであった。

「労働社会の疾病を治療するは必ずしも貧者弱者を憫むと云ふが為めばかりではない、有機体たる社会の一部に生ずる疾は局部的の病でなくして結局全部の病である、今茲に一つの有機体があるとすれば其一局部に生じたる病は一局部に止まらずして総ての部分に及ぼさるるものである、社会政策の重きを置きて改善進歩を謀かる所の労働者階級と云ふものは数の上では社会に多数を占めて居るのみならず其間に生じたる病は社会全体の上に病的影響を及ぼし全社会の安寧秩序を危くする。社会政策論者は之を恐れ労働者をして其境遇を改良するのみならず、⁽³⁸⁾彼の力のみによって為し得ざることを国家が助けてやると云ふ事を必要とするものである」。

このような国家有機体説によれば、これを根底から破壊しようとする社会主義（＝革命）が排撃されることは、いうまでもないが、この国家有機体説について彼はすでにヨーロッパから帰国直後の時期に見解を發表している。「社会も亦一種の有機体なるを証明したるは唯スペンセル氏の社会学原理コント氏の実験哲学シェッフラー氏の社会構造効用論のみ歟」とのべて、「社会組織の法は其の原理に於て有機体組織の法と異なることなし」と主張しているのは、明らかに彼が、ドイツの社会政策学派の影響をうけるとともに、コントおよびスペンサーの理論に関心をもっていたことを意味する。ただ問題は、彼が社会と国家の区別を十分に意識せず、等置していることである。社会主義批判の場合には社会有機体説を、そして社会政策を主張し、個人主義（＝放任主義）を非難するときには国家有機体説を前面におし出していることであって、この両者を巧みに結合することによって、彼の社会主義批判と社会政策論は展開されるのである。

注(34) 「社会政策」『東洋学芸雑誌』（明治37年3月）、河合、前掲書、560頁。

(35) 前掲、565頁。

(36) これについては、活版工懇話会主催「労働問題演説会」における金井延の講演、「金井延氏の社会主義」（『労働世界』第46号、明治32年10月15日号掲載）、また前記、『学会史料』344～5頁における痛烈な片山潜批判をみよ。

(37) 金井延「社会政策」河合、前掲書、575頁。

(38) 前掲書、580～581頁。

金井が、社会主義についてはじめてやや体系的な形で論評したのは、明治37年1月、『法学協会雑誌』であった。ここで彼は、オーエンとチャーティズムにふれ、前者が非政治主義と個人的創意による平和主義・協同主義に基づくのに反し、後者は、「国家公権の力に依り、政治の大変革をなして其の目的を達せむと欲せり……現時の社会主義者と同じく私有財産を敵視し現在の制度文物を挙げて之を殆んど皆非なりとし之れと労働者階級の生活状態の改善とは到底相容れざるものなりと為せり⁽³⁹⁾」として、社会主義にたいする正しい認識に到達し、キリスト教社会主義とともに、オーエンやチャーチスト党は勢いを振わず、現時のヨーロッパにおいて代表的なドイツ社会民主党の社会主義(=社会民主主義)こそが、支配的な勢力であるとしている。ただフランス社会主義についてもその起源を同一視し、「近世の社会民主主義者中此主義の開祖と見做すべきは実に妄想的共産論者として知られたる仏人バボエフ」および「其の後仏蘭西に於ける同主義の煽動者として著るしき成功をなせるはルイ・ブラン⁽⁴⁰⁾」というように、あるいはマルクス、エンゲルスとラッサールを同一視するというように、その認識に限界をもちながらも、「現今の社会主義は即ち是れ社会民主主義なり」と断言している点、当時としてはかなり正しい認識に達していたことがわかる。

国家有機体説をもって社会政策を理論的基礎づけた彼は、工場法についてつぎのようにのべている。

「工場法の制定は決して永遠に弱者たる労働者の利益を進捗するのみに止まらずして間接に企業家の利益をも来し延て国家社会全般の繁栄に貢献する力あるものなり、是れ誠に善く社会政策の大主意に合ふものなり、社会政策は元来慢に労働者を偏重するものにあらず、其の方今比較的労働者の利害を重視するは畢竟彼等貧弱者の状態に社会上の局部的病根伏在し、今にして之を治療するにあらざれば局部の疾病は幾何もなくして延て全部の痼疾となり遂に社会国家の衰弱破滅を来たすの虞あればなり、社会政策は結局社会の調和的発達を謀り国家永遠の進運を期するものなり。是れ其の社会主義と大いに異なる所なり、社会政策を主張する者も之に反対する者も共に往々此点を誤解し此の仁義の政を以て単に労働者の利益をのみ謀るものと為すが故に茲に之を附言す⁽⁴¹⁾」。

ここには、さきに指摘したように、社会と国家が明確に区別されず、労働力の再生産にかかわらしめて論ずるといふ経済学的接近よりは、政治学的観点が濃厚である。すなわち、社会主義と社会政策との差異の強調から進んで社会政策が、「社会国家の利害上決して之を不問に描くことのできない⁽⁴²⁾」理由として、社会政策と対外政策との重大な関係にふれるのである。

彼が戸水寛人等とともに明治36年「対露強硬論」を主張し、日露開戦の決意を政府に迫ったいわゆる「博士事件」の一人であったが、⁽⁴³⁾彼がその態度決定の背後に、社会政策と対外政策との関係に

注(39) 金井延「社会主義」河合、前掲書、587頁。

(40) 河合、前掲書、588~590頁。

(41) 金井延「工場法論」(『法学協会雑誌』、明治41年1、2、3月号)、河合、前掲書、600頁。

(42) 前掲書、611頁。

(43) 金井の「日露開戦」についての論文としては、「日露開戦論」(『日露開戦論集』、上掲、河合、916頁以下)を参照。

において理論的な理解を示していたことは重要である。すでに論述したように、社会政策は個人主義あるいは社会主義とも異なるものであるという認識から、さらに金井は、社会主義が、「単に各個人の其の慾望を可久的十分に満足せしむる手段として渴仰さるるに過ぎず、故に曰く社会主義（就中近世社会主義の有力なる系統）は社会本位に非ずして寧ろ個人本位（傍印は著者のもの）⁽⁴⁴⁾という視点から、カール・マルクスの思想も個人主義であり、マックス・スティルナーやバクーニンの無政府主義は、一切の国家組織を破壊しようとする極端な個人主義と社会主義との結合である以上、もっとも危険視すべきものであると考えていた。従って、社会国家の安寧のためにこの個人主義を排撃し、社会主義を克服する道は、社会政策以外にはありえなかった。

「抑も現代国家の最も必要とする二大政務は対外政策と社会政策の二者即ち是なり、対外政策は以て列国に対する最善美の関係を確立し、海外移住殖民の帝国主義的發展方針を貫徹す可し、社会政策は以て主として国内に於ける各社会階級の調和を謀り国民全体の円満なる統一を來たす可し、社会政策の最高目的は畢竟近世に至り互に相遠ざかり日を逐ふて懸隔の益々甚しきを加へる各社会階級をして再び相近接せしめ、彼等の中に其の互に相倚り相助け密着離る可からざる關係に立ちて社会的共同生活を為すものたるを否な為す可きものたることを明かに意識し、且つ此認識の下に行動せしむるに在り、斯しくて各社会階級衷心喜び進みて互に相提携するに至らば、茲に始めて真に克く全国民の精神的統一をも得べく、戦時たると平時たるとを間はず挙国一致して国家社会全体の安寧幸福と進歩發展とを來すべく富国強兵の基礎效に確立す可し、富国強兵の基礎確立し挙国一致に従わば対外政策上の成功疑なく二十世紀の必要たる帝国主義の發展期して之を待つべし……」⁽⁴⁵⁾（傍点引用者）。

以上の一節には、19世紀末、ヨーロッパ帝国主義の進展のなかに、その社会政策との関連が国際的に注目されたドイツの学問的状況に深く影響された金井延自身の社会政策の本質理解が表明されていると同時に、その社会政策学者としての存在自体を規定する帝国主義政策の推進者としての姿を髣髴とさせるものがある。

金井延は、明治40年、社会政策学会第1回大会が、「工場法と労働問題」をテーマに開催され、学会運営が軌道にのった後もなお、社会政策の社会主義との区別、むしろその排斥の姿勢を崩さず、社会主義の立場からする社会問題研究者の増加とともに、しばしば困難な問題に逢着した。その成立の経緯からして避け難い傾向であったとしても、学会がイデオロギー的な団体としての性格を濃厚にしていた結果、本来の経済学研究が等閑に付され、会員が次第に学会から離反する傾向を生み出すこととなった。つぎに学会自体による経済学研究の成果を検討しながら、この問題を一層深めることにしよう。

（経済学部教授）

注(44) 「社会政策と個人主義」(『法学協会雑誌』, 大正元年9月) 河合, 前掲書, 654頁。

(45) 「社会政策と個人主義」(『法学協会雑誌』, 大正元年9月), 金井, 前掲書, 656頁。